

約2,900倍の為替レートでウズベキスタン通貨スムの購入を勧誘する 「ブラックロック・ジャパン株式会社の名をかたる事業者」に関する注意喚起—概要—

偽ブラックロックの概要(本文1. 参照)

名 称	ブラックロックジャパン株式会社
所 在 地	東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館

(注1)上記は勧誘資料に記載されているものです。

(注2)同所に実在する同名の資産運用会社は本件とは全く無関係です。

消費者へのアドバイス(本文4. 参照)

- 詐欺被害の回復は非常に難しいのが現実です！
- 詐欺的な勧誘を行う事業者が実在する事業者等をかたる場合があるので、勧誘内容等をよく確認しましょう！
- 高値の買取りを前提に他社の取り扱う外国通貨の購入を求めることは詐欺の手口です！
- 外国通貨を購入する場合、最寄りの金融機関で為替レートや売却の可能性を必ず確認しましょう！
- 現金を宅配便等で送らせるのは詐欺の手口です！

勧誘の手口の概要(本文2. 参照)

- ・偽ブラックロックの関係事業者(A社)が、
- ・過去に詐欺被害に遭った消費者に電話で、
過去の詐欺被害金額を取り返す裁判への参加を持ちかける。

- ・A社は電話で、上記裁判では詐欺被害金額が取り返せなくなったと告げ、
消費者が偽ブラックロックから1,000スムの紙幣を1枚10万円で買えば、
A社等がそれを2倍の値段で買い取るという話を持ちかける。

(注3) 1,000スムは、実際の為替レートを基に計算すると約34円の価値しかない。

- ・消費者が偽ブラックロックに電話で1,000スムを1枚10万円で注文すると、
- ・数日後、偽ブラックロックから消費者の自宅に勧誘資料が郵送される。

- ・偽ブラックロックは消費者に電話で、
スムの代金を個人宅に宅配便で送付するよう指示。
- ・消費者が現金を送付した後、偽ブラックロックからスムが送付されるが、
- ・消費者はA社等と連絡が取れなくなり、A社等による買取りも行われない。

「おかしいな」と思ったら、消費者ホットライン(188)や警察(#9110)に御電話を！

(参考)偽ブラックロックが消費者に送付した勧誘資料(抜粋)



① 特別販売に関してのご案内

お客様各位

拝啓 皆様におかれましては、ますますご壮健のこととお慶び申し上げます。
 このたび、当社取扱い商品のウズベキスタン・スムに関して、既にご購入いただいているお客様と、こちらのご案内状が届いたお客様に対する特別価格・特別保証での販売をさせて頂く内容を下記に記しましたので、ご確認の程宜しくお願い致します。

通常保証・販売価格

1,000 スム = 100,000 円
 保証期間 (当社規定) 5 年



特別保証・販売価格

1,000スム = 100,000円
 保証期間 10年



日本で手に入りにくい通貨の取り扱い。FXのように取引をインターネット上で行うことなく実際に現物を商品として販売。現物を手に入れることが最大のメリット。
 FXのような信用取引がないため、リスクを最小限に抑えた投資が可能。日本ではあまり知られていないだけで、海外にはまだまだ爆発的な価値の上昇の可能性を秘めた国がたくさんあります。それらの国の通貨をいわゆる青田買いし、日本の通商機構に乗る前にいち早くお客様にご提供いたします。

尚、上記内容の特別販売に関しましては、こちらのご案内状が届いたお客様
 のみの取引となっております。

また、商品数にも限りがございますので、在庫がなくなりました場合は
 特別販売でのお取扱いが出来ませんので、予めご了承お願い致します。

ブラックロックジャパン株式会社
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー本館
 03-██-██-██

■ウズベキスタンスム 購入申込書■

お申込み日 年 月 日

お申込み内容 (1枚: 100,000円)

お申込み枚数 枚

お申込み金額 円

お申込み者

フリガナ		ご捺印	生年 月 日	年 月 日
お名前		印		
ご住所	(〒 -)			
ご連絡先	ご自宅		携帯	
	FAX ※任意		E-mail ※任意	

ご入金予定日

年 月 日



ブラックロックジャパン株式会社
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー本館
 03-██-██-██

※ご記入頂いた個人情報は、弊社にて厳重に管理・保管させていただきます。

平成 28 年 7 月 25 日

約 2,900 倍の為替レートでウズベキスタン通貨スムの購入を勧誘する「ブラックロック・ジャパン株式会社」の名をかたる事業者に関する注意喚起

消費者庁は、平成 27 年 11 月 25 日付けで、ウズベキスタン通貨スム（以下「スム」といいます。）の購入を勧誘するスム販売事業者 3 社に関する注意喚起（以下「前回注意喚起」といいます。）を行っています。

今般、実在する資産運用会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「真正ブラックロック」といいます。）の名をかたる事業者（以下「偽ブラックロック」といいます。）が、前回注意喚起と酷似した勧誘資料等を使用しているとの情報がありました。

消費者庁が調査したところ、偽ブラックロックとの取引において消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実のことを告げる）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

1. 偽ブラックロックの概要

名 称	ブラックロックジャパン株式会社
所 在 地	東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー本館
代 表 者	井澤 吉幸
資 本 金	24 億 3500 万円（平成 28 年 3 月 31 日現在）

※ 偽ブラックロックが消費者に送付した勧誘資料に記載されている内容です。当該所在地に存在する真正ブラックロックは、偽ブラックロックと全く無関係です。

※ 真正ブラックロックの商号はブラックロックとジャパンの間に「・」がある「ブラックロック・ジャパン株式会社」ですが、偽ブラックロックの名称にはその様な「・」はなく「ブラックロックジャパン株式会社」となっています。

※ 真正ブラックロック又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

2. 勧誘の手口の概要

- ① 偽ブラックロックとは別の事業者（以下「A社」という。）から、過去に詐欺被害に遭った消費者に電話がある。消費者はA社から、A社又は『被害者の会』の関係者（以下総称して『A社等』という。）が当該詐欺を行った事業者から過去の詐欺被害金額を取り返す裁判を起こすので、その裁判に参加するように持ちかけられる。
- ② 前記①の裁判に参加することとなった消費者の元に、再度、A社から電話がある。消費者はA社から、「裁判で敗訴した」、「詐欺を行った事業者の親元が破産した」などを理由に過去の詐欺被害金額を裁判で取り返すことができなくなった」と告げられる。

そして、消費者はA社から、消費者が偽ブラックロックからスムの紙幣を1枚当たり10万円で購入すれば、A社等がそれを倍の値段で買い取るにより過去の詐欺被害を回復できるとして、偽ブラックロックからスムを購入するように持ちかけられる。

- ③ 消費者がA社の求めに応じ、偽ブラックロックに電話を架けてスムを注文すると、偽ブラックロックから消費者の自宅に以下の書類が入った勧誘資料が郵送される。
 - ・ 偽ブラックロックの会社概要
 - ・ スムの販売価格（1,000スム＝10万円）や保証期間（10年）が記載された書面
 - ・ 購入申込書 等
- ④ 消費者は偽ブラックロックから、スムの代金を宅配便で個人宅に送付するよう指示される。消費者がその指示どおりにスムの代金を送付した後、偽ブラックロックから注文した分のスム紙幣などが消費者に配達される。その後、消費者は偽ブラックロックやA社等と電話が繋がらなくなり、A社等によるスムの買取りも行われぬ。

3. 当庁の確認した事実

- 偽ブラックロックの勧誘資料に記載されている商号、所在地、代表者名、資本金等は真正ブラックロックと同様ですが（ただし、商号については、前記のとおり僅かな違いがあります。）、真正ブラックロックは偽ブラックロックとは全く無関係でした。なお、真正ブラックロックは同社のウェブサイトで偽ブラックロックについて注意喚起を行っています。
- 偽ブラックロックの勧誘資料等に記載されている電話番号や、消費者がA社等から連絡先として教えられた電話番号の契約者については、全て電話転送サービス業者でした。また、消費者庁がこれらの電話番号に架電したものの、いずれの電話番号も、相手方にはつながりませんでした。
- 偽ブラックロックが消費者に現金送付先として指定した場所及び宛名は、首都圏のアパートの一室の個人名宛てであり、消費者がスムの代金を宅配便で送付した時点では同室に係る賃借人は存在していませんでした。
- 偽ブラックロックが消費者に送付している勧誘資料や納品書は、前回注意喚起に係るACA株式会社が使用していた勧誘資料等と酷似しています。
- 日本国内の主要な金融機関ではスムの両替を行っておらず、消費者が日本国内でスムを売却することは困難です。しかも、平成28年7月13日現在の為替レートで計算すると、1,000スムは約34円であり、仮に売却が行えても消費者は大きな損失を被ることとなります。

3. 消費者へのアドバイス

- 当庁が確認した事実を踏まえると、偽ブラックロックには事業の実体がないことが強く疑われます。偽ブラックロックから勧誘資料が届いた場合、又は高

値の買取りを前提に偽ブラックロックが販売するスムを購入するよう求められた場合、決して応じないでください。

- 消費者の過去の詐欺被害が回復できるとして外国通貨等の取引を持ちかけて消費者に金銭を支払わせる事業者が存在します。詐欺被害の回復は非常に難しいので、事業者等から過去の詐欺被害の回復を持ちかけられた場合、決して鵜呑みにしないでください。
- 詐欺的な勧誘を行う事業者等が実在する事業者等の名前をかたる場合があります。事業者等の名前に聞き覚えがあるからといって安易に信用せず、勧誘の内容等をよく確認しましょう。
- 高値の買取りを前提に他社の取り扱う外国通貨の購入を求めることは典型的な詐欺の手口です。外国通貨の為替レートは経済状況等により変動するので、一般的に長期間にわたる売買価格が保証されることはありません。また、日本国内の主要な金融機関では両替の困難な外国通貨も多く存在します。
普段聞き慣れない外国通貨については、取引を申し込む前に、最寄りの金融機関等で為替レートや売却の可能性を必ず確認しましょう。
- 現金を宅配便等で送付させようとするのは典型的な詐欺の手口です。事業者等から現金を宅配便等で送付するよう求められても、決して応じないでください。
- 前回注意喚起の詳細（勧誘の手口、勧誘資料など）については、消費者庁ウェブサイト (http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/151125adjustments_1.pdf) を御確認ください。
- このような取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、消費生活相談窓口や警察に相談しましょう。

相談窓口の御案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等を御案内します。）
電話番号 **188（いやや！）**
- ◆ 警察相談専用電話
電話番号 **#9110**

公表内容に関する問合せ先
消費者庁消費者政策課財産被害対策室
電話 03-3507-9187